

雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用の考え方

P.2～P.22に示す表1及び表2の『雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例』において、雑音の強さに関する別表第十二の技術基準(J規格)の適用の考え方を以下に示す。

なお、該当する製品に適用できる安全規格が別表第十二の技術基準にない場合は、雑音の強さに関する基準があっても、その製品に別表第十二の技術基準を適用する事は出来ないので注意が必要である。

また、表1及び表2に示す適用規格は、現状良く見受けられる製品についてあくまで一例として記載したものであり、その製品の構造・機能・仕様等によっては、別の基準を適用することが適切な場合もある。特に複合機能を有する電気用品については、それぞれの機能に該当する規格の適用が必要となる場合があり注意が必要である。(詳細は下記参照)

■多機能を有する機器、機器の構造上で適用規格が明確でない場合は、雑音の発生原因が類似の機器の適用規格及び次の取扱いを基に判断する。

ただし、雑音の発生原因がないもの(抵抗負荷、誘導負荷、白熱電球並びに変圧器のみ又は、これらの組み合わせのみで構成されるものであって、自動制御機能がない電気用品に限る)にあつては、雑音の要求は適用されない。また、技術基準に適合している蛍光灯又は、エル・イー・ディーランプを使用し、その他に能動部品を用いた制御を行わない電気用品にあつては、雑音の要求は適用されない。

(1) 高周波利用機器

「高周波利用機器」とは、電磁誘導加熱式調理器、家庭用電位治療器(高周波利用のもの)、家庭用超音波治療器、家庭用超短波治療器、超音波加湿機、電子レンジ、高周波脱毛器、超音波洗浄器、超音波ねずみ駆除器、加熱素子に電磁誘導加熱を利用した機器等の発振器により高周波を発生させて使用する機器をいう。

(2) デジタル技術応用機器

「デジタル技術応用機器」とは、主に多数の周期的2進パルス化電気、電子波形を発生し、次の一以上の目的のために設計されたものをいう。

(a) データ入力線を通し又はキーボード等を介してデータ(周期的2進パルス)を入力するもの。

(b) 入力データについて演算、データ変換、記憶、転送等の処理を行うもの。

(c) 処理データをデータ出力線を介して出力するもの又は表示装置に出力するもの。

「デジタル技術応用機器」には、マイクロプロセッサを応用した電子応用遊戯器具、電子時計、電子式卓上計算機、電子式金銭登録機等を含む。

但し、システムの二次的な動作としてマイクロプロセッサを用いたものは含まない。

(3) 複合機能を有する電気用品の扱い

2以上の機能(複合機能)を有する電気用品の取扱いは次による。

(a) 各機能を独立して動作させることが可能な場合は、それぞれの機能に該当する規格を適用する。

但し、電気用品非対象機器の機能については雑音の強さの測定は適用しない。

(b) 各機能を独立して動作させることができない場合は、その機器の主たる機能に該当する規格を適用する。

但し、他の機能に該当する規格の測定項目のうち、主たる機能に該当する測定項目に対して測定周波数範囲や測定方法が同等とみなされないものは、その項目の測定も追加して行う。

(4) 引掛けローゼットを用いて設置する電気用品の扱い

引掛けローゼットを用いて天井に取り付ける構造のものにあつては、接地端子のあるものであつても接地しない。

表1 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具	タンブラースイッチ	J60669-1(26.2項)	固定配線用
		J61058-1(25項)	機器用
		J61058-1-1(25項)	機器用
		J74001(24.2項)	
	中間スイッチ	J61058-2-1(25項)	
		J74001(24.2項)	
	タイムスイッチ	J60669-2-1(26.2.2項)	電子式
		J60669-2-3(26項)	固定配線用遅延スイッチ
		J60730-2-7(23項)	タイマー及びタイムスイッチ
		J74001(24.2項)	
	ロータリースイッチ	J60669-1(26.2項)	固定配線用
		J61058-1(25項)	機器用
		J61058-1-1(25項)	機器用
		J74001(24.2項)	
	押しボタンスイッチ	J60669-1(26.2項)	固定配線用
		J61058-1(25項)	機器用
		J61058-1-1(25項)	機器用
		J74001(24.2項)	
	プルスイッチ	J60669-1(26.2項)	固定配線用
		J61058-1(25項)	機器用
		J61058-1-1(25項)	機器用
		J74001(24.2項)	
	ペンダントスイッチ	J61058-2-1(25.3.2項)	機器用
		J74001(24.2項)	
街灯スイッチ	J60669-1(26.2項)		
	J74001(24.2項)		
光電式自動点滅器	J60669-2-1(26.2.2項)	電子式	
	J74001(24.2項)		

表1 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具(続き)	その他の点滅器	J60669-1(26.2項)	固定配線用
		J60669-2-1(26.2.2項)	電子式
		J61058-1(25項)	機器用
		J61058-1-1(25項)	機器用
		J61058-2-1(25.3.2項)	電子式の間接スイッチ及びペンダントスイッチ
		J74001(24.2項)	
	箱開閉器	J74001(24.2項)	
	フロートスイッチ	J74001(24.2項)	
	圧カスイッチ	J60730-2-6(23項)	
		J74001(24.2項)	
	マシン用コントローラー	J55014-1	
		J74001(24.2項)	
	配線用遮断器	対象外	電気安全に関する基準としてJ60898-1を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	漏電遮断器	J61008-1(附属書1 9.24項)	
		J61009-1(附属書2 9.1項 表12 雑音の強さ)	
		J74001(24.2項)	
	カットアウト	J74001(24.2項)	
	差込みプラグ	J60309-1(30.2項)	工業用
		J60320-1(29.2項)	機器用
		対象外	機器用、電気安全に関する基準としてJ60320-2-2を適用するもの
		J60320-2-3(29項)	屋外機器用プラグコネクタ
		対象外	家庭用、電気安全に関する基準としてJ60884-1を適用するもの
対象外		ヒューズ付き、電気安全に関する基準としてJ60884-2-1を適用するもの	
J74001(24.2項)			

表1 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具(続き)	コンセント	J60309-1(30.2項)	工業用
		対象外	家庭用、電気安全に関する基準としてJ60884-1を適用するもの
		対象外	機器用、電気安全に関する基準としてJ60884-2-2を適用するもの
		対象外	スイッチ付きコンセント(インターロックなし)、 電気安全に関する基準としてJ60884-2-3を適用するもの
		対象外	スイッチ付きコンセント(インターロックあり)、 電気安全に関する基準としてJ60884-2-6を適用するもの
		対象外	引っかけ型、電気安全に関する基準としてJ60884-2-J1を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	マルチタップ	対象外	電気安全に関する基準としてJ60884-1を適用するもの
		対象外	電気安全に関する基準としてJ60884-2-5を適用するもの
		対象外	引っかけ型、電気安全に関する基準としてJ60884-2-J1を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	コードコネクターボディ	J60309-1(30.2項)	工業用
		J60320-1(29.2項)	機器用
		J60320-2-3(29項)	屋外機器用
		対象外	家庭用、電気安全に関する基準としてJ60884-1を適用するもの
		対象外	引っかけ型、電気安全に関する基準としてJ60884-2-J1を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	アイロンプラグ	J60320-2-J1(29項)	電子回路をもたないもの
		J74001(24.2項)	
	器具用差込みプラグ	J60309-1(30.2項)	工業用。電子回路をもたないもの。
		J60320-1(29.2項)	機器用。電子回路をもたないもの。
		J60320-2-1(29項)	ミシン用。電子回路をもたないもの。
		J60320-2-3(29項)	屋外機器用。電子回路をもたないもの。
		J60320-2-J1(29項)	マグネットプラグ。電子回路をもたないもの。
		J74001(24.2項)	
	アダプター	対象外	ねじ込み、電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの
		対象外	差込み、電気安全に関する基準としてJ60884-2-5を適用するもの
		J74001(24.2項)	差込み/ねじ込み

表1 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具(続き)	コードリール	対象外	電気安全に関する基準としてJ61242を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	延長コードセット	J74001(24.2項)	
	その他の差込み接続器	J55032	デジタル技術応用機器用
		J60320-2-4(29項)	機器用
		対象外	電子回路をもたないもの、電気安全に関する基準としてJ60884-1を適用するもの
		対象外	電気安全に関する基準としてJ60884-2-5を適用するもの
		対象外	引っかけ型、電気安全に関する基準としてJ60884-2-J1を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	ランプレセプタクル	対象外	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	セパラブルプラグボディ	対象外	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	その他のねじ込み接続器	J60998-2-4(20項)	
		J74001(24.2項)	
	蛍光灯用ソケット	対象外	電気安全に関する基準としてJ60400を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	蛍光灯用スターターソケット	対象外	電気安全に関する基準としてJ60400を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	分岐ソケット	対象外	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	キーレスソケット	対象外	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの
		J74001(24.2項)	
防水ソケット	対象外	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの	
	J74001(24.2項)		
キーソケット	対象外	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの	
	J74001(24.2項)		

表1 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具(続き)	プルソケット	対象外	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	ボタンソケット	対象外	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの
		J74001(24.2項)	
	その他のソケット	対象外	Sタイプ以外、電気安全に関する基準としてJ60838-1を適用するもの
		対象外	Sタイプのみ、電気安全に関する基準としてJ60838-2-1を適用するもの
		対象外	差し込みランプソケット、電気安全に関する基準としてJ61184を適用するもの
	J74001(24.2項)		
	ねじ込みローゼット	J74001(24.2項)	
	引掛けローゼット	J74001(24.2項)	
	その他のローゼット	J74001(24.2項)	
	ジョイントボックス	J60670-22(21項)	
		J60998-2-1(20項)	
		J60998-2-2(20項)	
J60998-2-3(20項)			
J74001(24.2項)			
小形单相変圧器及び 放電灯用安定器	おもちゃ用変圧器	J55014-1	
	その他の家庭機器用変圧器	J55014-1	
	電子応用機械器具用変圧器	J55032	
	蛍光灯用安定器	J55015	
	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	J55015	
	オゾン発生用安定器	J55015	
電熱器具	電気便座	J55014-1	
	電気温蔵庫	J55014-1	
	水道凍結防止器	J55014-1	
	ガラス曇り防止器	J55014-1	
	その他の凍結・凝結防止用電熱器具	J55014-1	
	電気温水器	J55014-1	

表1 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]	
電熱器具(続き)	電熱式吸入器	J55014-1		
	家庭用温熱治療器	J55014-1		
	電気スチームバス	J55014-1		
	スチームバス用電熱器	J55014-1		
	電気サウナバス	J55014-1		
	サウナバス用電熱器	J55014-1		
	観賞魚用ヒーター	J55014-1		
	電熱式おもちゃ	J55014-1		
電動力応用機械器具	電気ポンプ	J55014-1		
	電気井戸ポンプ	J55014-1		
	冷蔵用のショーケース	J55014-1		
	冷凍用のショーケース	J55014-1		
	アイスクリームフリーザー	J55014-1		
	ディスプレイ	J55014-1		
	電気マッサージ器	J55014-1		
	自動洗浄乾燥式便器	J55014-1		
	自動販売機	J55014-1	J55014-1	「電子レンジ又は電磁誘導加熱機能」を有しないもの(安全基準としてJ62368-1もしくはJ60950-1を適用するものは除く)
		J55014-1及びJ55011	J55014-1及びJ55011	「電子レンジ又は電磁誘導加熱機能」を有するもの(安全基準としてJ62368-1もしくはJ60950-1を適用するものは除く)
		J55032	J55032	デジタル技術応用機器(安全基準としてJ62368-1もしくはJ60950-1を適用するもの)
	浴槽用電気気泡発生器	J55014-1		
	観賞魚用電気気泡発生器	J55014-1		
	その他の電気気泡発生器	J55014-1		
	電動式おもちゃ	J55014-1		
電気乗物	J55014-1			
その他の電動力応用遊戯器具	J55014-1			
電子応用機械器具	高周波脱毛器	J55011		

表1 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
交流用電気機械器具	磁気治療器	J55014-1	
	電撃殺虫器	J55014-1	
	電気浴器用電源装置	J55014-1	
	直流電源装置	J55032	AV機器用(安全基準としてJ62368-1もしくはJ60065を適用するもの)及びデジタル技術応用機器用(安全基準としてJ62368-1もしくはJ60950-1を適用するもの)
		J55014-1	「AV機器用、デジタル技術応用機器用、LED用電源装置」以外のもの
	J55015	LED用電源装置	
携帯発電機	携帯発電機	J8528-13(附属書B3.3.1)	

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具	リモートコントロールリレー	J60669-2-2(26項)	
		J74001(24.2項)	
	カットアウトスイッチ	J74001(24.2項)	
	カバー付ナイフスイッチ	J74001(24.2項)	
	分電盤ユニットスイッチ	J74001(24.2項)	
	電磁開閉器	J60947-4-1(8.3.3項)	箱入りのものであつて、過電流継電機構を有するもの又はヒューズを取り付けるものに限る。
		J74001(24.2項)	
	ライティングダクト	対象外	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの
		J61534-1(21.2項)	電源用
		J74001(24.2項)	
	ライティングダクト用のカップリング	対象外	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの
		J61534-1(21.2項)	電源用
		J74001(24.2項)	
	ライティングダクト用のエルボー	対象外	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの
		J61534-1(21.2項)	電源用
		J74001(24.2項)	
	ライティングダクト用のティ	対象外	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの
		J61534-1(21.2項)	電源用
		J74001(24.2項)	
	ライティングダクト用のクロス	対象外	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの
		J61534-1(21.2項)	電源用
		J74001(24.2項)	
	ライティングダクト用のフィードインボックス	対象外	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの
		J61534-1(21.2項)	電源用
J74001(24.2項)			
ライティングダクト用のエンドキャップ	対象外	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの	
	J61534-1(21.2項)	電源用	
	J74001(24.2項)		

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具(続き)	ライティングダクト用プラグ	対象外	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの
		J61534-1(21.2項)	電源用
		J74001(24.2項)	
	ライティングダクト用アダプター	対象外	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの
		J61534-1(21.2項)	電源用
		J74001(24.2項)	
	その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器	対象外	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの
		J61534-1(21.2項)	電源用
		J74001(24.2項)	
変圧器・安定器	ベル用変圧器	対象外	
	表示器用変圧器	対象外	
	リモートコントロールリレー用変圧器	対象外	
	ネオン変圧器	J55015	
	燃焼器具用変圧器	対象外	
	電圧調整器	対象外	
	ナトリウム灯用安定器	J55015	
	殺菌灯用安定器	J55015	
小型交流電動機	反発始動誘導電動機	J55014-1	
	分相指導誘導電動機	J55014-1	
	コンデンサー始動誘導電動機	J55014-1	
	コンデンサー誘導電動機	J55014-1	
	整流子電動機	J55014-1	
	くま取りコイル誘導電動機	J55014-1	
	その他の単相電動機	J77001(10項)	
	かご形三相誘導電動機	J55014-1	
電熱器具	電気足温器	J55014-1	
	電気スリッパ	J55014-1	
	電気ひざ掛け	J55014-1	
	電気座ぶとん	J55014-1	

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]	
電熱器具(続き)	電気カーペット	J55014-1		
	電気敷布	J55014-1		
	電気毛布	J55014-1		
	電気ふとん	J55014-1		
	電気あんか	J55014-1		
	電気いすカバー	J55014-1		
	電気採暖いす	J55014-1		
	電気こたつ	J55014-1		
	電気ストーブ	J55014-1		
	電気火ばち	J55014-1		
	その他の採暖用電熱器具	J55014-1		
	電気トースター	J55014-1		
	電気天火	J55014-1		
	電気魚焼き器	J55014-1		
	電気ロースター	J55014-1		
	電気レンジ	J55014-1		
	電気こんろ	J55014-1		
	電気ソーセージ焼き器	J55014-1		
	ワッフルアイロン	J55014-1		
	電気たこ焼き器	J55014-1		
	電気ホットプレート	J55014-1		
	電気フライパン	J55014-1		
	電気がま		J55011	電磁誘導加熱式のもの
			J55014-1	電磁誘導加熱式以外のもの
	電気ジャー	J55014-1		
	電気なべ	J55014-1		
	電気フライヤー	J55014-1		
	電気卵ゆで器	J55014-1		
	電気保温盆	J55014-1		

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電熱器具(続き)	電気加温台	J55014-1	
	電気牛乳沸器	J55014-1	
	電気湯沸器	J55014-1	
	電気コーヒー沸器	J55014-1	
	電気茶沸器	J55014-1	
	電気酒かん器	J55014-1	
	電気湯せん器	J55014-1	
	電気蒸し器	J55014-1	
	電磁誘導加熱式調理器	J55011	
	その他の調理用電熱器具	J55014-1	
	ひげそり用湯沸器	J55014-1	
	電気髪ごて	J55014-1	
	ヘヤーカーラー	J55014-1	
	毛髪加湿器	J55014-1	
	その他の理容用電熱器具	J55014-1	
	電熱ナイフ	J55014-1	
	電気溶解器	J55014-1	
	電気焼成炉	J55014-1	
	電気はんだごて	J55014-1	
	こて加熱器	J55014-1	
	その他の工作・工芸用電熱器具	J55014-1	
	タオル蒸し器	J55014-1	
	電気消毒器(電熱)	J55014-1	
	湿潤器	J55014-1	
	電気湯のし器	J55014-1	
	投込み湯沸器	J55014-1	
	電気瞬間湯沸器	J55014-1	
	現像恒温器	J55014-1	
	電熱ボード	J55014-1	

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電熱器具(続き)	電熱シート	J55014-1	
	電熱マット	J55014-1	
	電気乾燥器	J55014-1	
	電気プレス器	J55014-1	
	電気育苗器	J55014-1	
	電気ふ卵器	J55014-1	
	電気育すう器	J55014-1	
	電気アイロン	J55014-1	
	電気裁縫ごて	J55014-1	
	電気接着器	J55014-1	
	電気香炉	J55014-1	
	電気くん蒸殺虫器	J55014-1	
	電気温きゅう器	J55014-1	
	電動応用機械器具	ベルトコンベア	J55014-1
電気冷蔵庫		J55014-1	
電気冷凍庫		J55014-1	
電気製氷機		J55014-1	
電気冷水機		J55014-1	
空気圧縮機		J55014-1	
電動ミシン		J55014-1	
電気ろくろ		J55014-1	
電気鉛筆削機		J55014-1	
電動かくはん機		J55014-1	
電気はさみ		J55014-1	
電気捕虫機		J55014-1	
電気草刈機		J55014-1	
電気刈込み機		J55014-1	
電気芝刈機		J55014-1	
電動脱穀機		J55014-1	

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具 (続き)	電動もみすり機	J55014-1	
	電動わら打ち機	J55014-1	
	電動縄ない機	J55014-1	
	選卵機	J55014-1	
	洗卵機	J55014-1	
	園芸用電気耕土機	J55014-1	
	昆布加工機	J55014-1	
	するめ加工機	J55014-1	
	ジューサー	J55014-1	
	ジュースミキサー	J55014-1	
	フードミキサー	J55014-1	
	電気製めん機	J55014-1	
	電気もちつき機	J55014-1	
	コーヒーひき機	J55014-1	
	電気缶切機	J55014-1	
	電気肉ひき機	J55014-1	
	電気肉切り機	J55014-1	
	電気パン切り機	J55014-1	
	電気かつお節削機	J55014-1	
	電気氷削機	J55014-1	
	電気洗米機	J55014-1	
	野菜洗浄機	J55014-1	
	電気食器洗機	J55014-1	
	精米機	J55014-1	
	ほうじ茶機	J55014-1	
	包装機械	J55014-1	
	荷造機械	J55014-1	
	電気置時計	J55014-1	
電気掛時計	J55014-1		

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動応用機械器具 (続き)	自動印画定着器	J55014-1	
	自動印画水洗機	J55014-1	
	ラミネーター	J55014-1	
	謄写機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	事務用印刷機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	あて名印刷機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	タイムレコーダー	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	タイムスタンプ	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	電動タイプライター	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	帳票分類機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	文書細断機	J55014-1	
	電動断裁機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	コレクター	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	紙とじ機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
穴あけ機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
	J55032	デジタル技術応用機器	
番号機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
	J55032	デジタル技術応用機器	

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具 (続き)	チェックライター	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	硬貨計数機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	紙幣計数機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	ラベルタグ機械	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	洗濯物仕上機械	J55014-1	
	洗濯物折畳み機械	J55014-1	
	おしぼり巻き機	J55014-1	
	おしぼり包装機	J55014-1	
	自動販売機(特定電気用品を除く。)	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	両替機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	理髪いす	J55014-1	
	電気歯ブラシ	J55014-1	
	電気ブラシ	J55014-1	
	毛髪乾燥機	J55014-1	
	電気かみそり	J55014-1	
	電気バリカン	J55014-1	
	電気つめ磨き機	J55014-1	
	その他の理容用電動力応用機械器具	J55014-1	
	扇風機	J55014-1	
	サーキュレーター	J55014-1	
	換気扇	J55014-1	
	送風機	J55014-1	
電気冷房機	J55014-1		

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動応用機械器具 (続き)	電気冷風機	J55014-1	
	電気除湿機	J55014-1	
	ファンコイルユニット	J55014-1	
	ファン付コンベクター	J55014-1	
	温風暖房機	J55014-1	
	電気温風機	J55014-1	
	電気加湿機	J55014-1	
	空気清浄機	J55014-1	
	電気除臭機	J55014-1	
	電気芳香拡散機	J55014-1	
	電気掃除機	J55014-1	
	電気レコードクリーナー	J55014-1	
	電気黒板ふきクリーナー	J55014-1	
	その他の電気吸じん機	J55014-1	
	電気床磨き機	J55014-1	
	電気靴磨き機	J55014-1	
	運動用具又は娯楽用具の洗浄機	J55014-1	
	電気洗濯機	J55014-1	
	電気脱水機	J55014-1	
	電気乾燥機	J55014-1	
	電気楽器	J55014-1	
	電気オルゴール	J55014-1	
	ベル	J55014-1	
	ブザー	J55014-1	
	チャイム	J55014-1	
	サイレン	J55014-1	
	電気グラインダー	J55014-1	
	電気ドリル	J55014-1	
	電気かんな	J55014-1	

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具 (続き)	電気のごぎり	J55014-1	
	電気スクリュードライバー	J55014-1	
	電気サンダー	J55014-1	
	電気ポリッシャー	J55014-1	
	電気金切り盤	J55014-1	
	電気ハンドシャワー	J55014-1	
	電気みぞ切り機	J55014-1	
	電気角のみ機	J55014-1	
	電気チューブクリーナー	J55014-1	
	電気スケーリングマシン	J55014-1	
	電気タッパー	J55014-1	
	電気ナットランナー	J55014-1	
	電気刃物研ぎ機	J55014-1	
	その他の電動工具	J55014-1	
	電気噴水機	J55014-1	
	電気噴霧機	J55014-1	
	電動式吸入器	J55014-1	
	指圧代用器	J55014-1	
	その他の家庭用電動力応用治療器	J55014-1	
	電気遊戯盤	J55014-1	
浴槽用電気温水循環浄化器	J55014-1		
光源・光源応用機械器具	写真焼付器	J55014-1	
	マイクロフィルムリーダー	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	スライド映写機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	オーバーヘッド映写機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
J55032		デジタル技術応用機器	

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
光源・光源応用機械器具(続き)	反射投影機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	ビューワー	J55014-1	
	エレクトロニックフラッシュ	J55014-1	
	写真引伸機	J55014-1	
	写真引伸機用ランプハウス	J55014-1	
	白熱電球	J55015	
	蛍光ランプ	J55015	
	エル・イー・ディー・ランプ	J55015	
	電気スタンド	J55015	
	家庭用つり下げ型蛍光灯器具	J55015	
	ハンドランプ	J55015	
	庭園灯器具	J55015	
	装飾用電灯器具	J55015	
	その他の白熱電灯器具	J55015	
	その他の放電灯器具	J55011	マグネトロンを使用するもの
		J55015	マグネトロンを使用しないもの
	エル・イー・ディー・電灯器具	J55015	
	広告灯	J55032	デジタル技術応用機器
		J55015	デジタル技術応用機器以外。
	検卵器	J55015	
	電気消毒器(殺菌灯)	J55015	
	家庭用光線治療器	J55014-1	アーク放電によるもの
		J55015	赤外線または紫外線によるもの
	充電式携帯電灯	J55015	
	複写機	J55032	
電子応用機械器具	電子時計	J55032	
	電子式卓上計算機	J55032	
	電子式金銭登録機	J55032	

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電子応用機械器具 (続き)	電子冷蔵庫	J55014-1	
	インターホン	J55032	
	電子楽器	J55032	
	ラジオ受信機	J55032	
	テープレコーダー	J55032	
	レコードプレーヤー	J55032	
	ジュークボックス	J55032	
	その他の音響機器	J55032	
	ビデオテープレコーダー	J55032	
	消磁器	J55032	
	テレビジョン受信機	J55032	
	テレビジョン受信機用ブースター	J55032	
	高周波ウェルダ	J55011	
	電子レンジ	J55011	
	超音波ねずみ駆除機	J55011	ISM周波数を利用するもの
		J55014-1	その他のもの
	超音波加湿機	J55011	ISM周波数を利用するもの
		J55014-1	その他のもの
	超音波洗浄機	J55011	ISM周波数を利用するもの
		J55014-1	その他のもの
	電子応用遊戯器具	J55032	
	家庭用低周波治療器	J55014-1	
	家庭用超音波治療器	J55011	ISM周波数を利用するもの
J55014-1		その他のもの	
家庭用超短波治療器	J55011		
交流用電気機械器具	電灯付家具	J55015	
	コンセント付家具	J55014-1	
	その他の電気機械器具付家具	J55014-1	

表2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
交流用電気機械器具 (続き)	調光器	J60669-2-1(26.2.2項)	
		J74001(24.2項)	
	電気ペンシル	J55014-1	
	漏電検知器	J55014-1	
	防犯警報器	J55014-1	デジタル技術応用機器以外。
		J55032	デジタル技術応用機器。
交流用電気機械器具 (続き)	アーク溶接機	J55011	2019年以前に発行されたJ60974シリーズが適用されるもの。
		J60974-10(6.3.2項, 6.3.3項)	2020年以降に発行されたJ60974シリーズが適用されるもの。
	医療用物質生成器	J55014-1	
	家庭用電位治療器	J55014-1	
	電気冷蔵庫(吸収式)	J55014-1	
	電気さく用電源装置	J55014-1	